

仕 様 書

- 1 件 名 複写サービスに関する契約（単価契約）
- 2 契約期間 令和8年4月1日から令和10年2月29日まで
地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約（令和9年度全国高等学校総合体育大会東京都実行委員会財務規程第37条により東京都の規定を準用する。）
- 3 履行場所 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号新宿NSビル5階北ブロック（予定）
令和9年度全国高等学校総合体育大会東京都実行委員会事務局
- 4 支払方法 令和9年度全国高等学校総合体育大会東京都実行委員会事務局（以下「委託者」という。）は、納品書によるサービス数量の確認後、受託者の請求に基づき、月ごとに料金を支払う。
また、毎月の料金の計算に当たり、円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 5 台 数 カラーデジタル複合機 1台

6 長期継続契約案件

本件は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約案件である。契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合、委託者は、この契約を変更し、又は解除することができるものとする。

7 想定数量

モノクロ複写サービス 15,000枚/月 180,000枚/年間
カラー複写サービス 1,000枚/月 12,000枚/年間

※月間想定数量は目安であり、各年度の想定枚数に達するまで、本契約は継続するものとする。

	設定（月ごと）
モノクロ	基本料金 8,000枚含む。
	超過料金 8,001枚以上（1枚につき）
フルカラー	1枚以上（1枚につき）

8 見積方法

単価設定は以下のとおり複数単価とする。

- モノクロコピー月間基本枚数8,000枚
- モノクロコピー月間超過枚数8,001枚以上
- フルカラーコピーは1枚の単価

9 機器機能条件

複写機の仕様は以下のとおりとする。

なお、設置機器は未使用のものとし、オプションを装着する場合は、装着した状態で全ての条件を満たすこと。

- 解像度
読み取り、書き込みともに600dpi×600dpi以上
- 階調

- 各色とも 256 階調
- (3) ウォームアップタイム
室温 23 度において 90 秒以内（主電源が入っている場合）
- (4) 複写原稿サイズ
シート、ブックとも最大 A 3 サイズ
- (5) 複写（用紙）サイズ
はがき～A 3 サイズ
- (6) 複写倍率
25～400%の範囲で 1 %刻み
- (7) その他複写機能
ナンバリング（ページ番号）
トナーの節約機能
- (8) 給紙方式・給紙容量
3 段以上の自動給紙トレイ（前面／側面 中途補給を行わず各サイズ 500 枚以上）及び手差し機能
本体給紙容量 2,000 枚以上
- (9) 原稿送り装置
自動両面原稿送り装置で 100 枚以上積載
- (10) フィニッシャー
A 4 サイズで 2,000 枚以上積載
ステープル機能 自動ステープル機能で A 4 以下 50 枚コーナー（手前・奥・奥斜打 1 か所）及びダブル（平行打 2 か所）
丁合機能
パンチ機能（2 穴）
中綴じ機能
- (11) 対応 OS
Windows 10 以上に対応
- (12) プロトコル
TCP/IP に対応
- (13) インターフェイス
Ethernet（100BASE-TX/10BASE-T）実装
- (14) 電源
1 コンセント当たり 100V、20A 以内（NEMA 規格 5-15 に準拠）
オプションも含めて 3 電源までとする。
- (15) 最大消費電力
2.3kW 以下
- (16) スリープモードからの復帰時間
90 秒以内
- (17) ファーストコピータイム
A 4 横でモノクロが 6 秒以内、カラーが 8 秒以内
- (18) 連続複写速度
A 4 横でモノクロが 70 枚／分以上、カラーが 65 枚／分以上（片面）
A 4 横でモノクロが 35 枚／分以上、カラーが 30 枚／分以上（両面）
- (19) プリント機能
- 出力解像度 600 dpi × 600 dpi 以上
 - 連続出力速度はコピー機能に準じ自動両面出力機能
 - 出力指示をした文書を機器において再度確認し、出力・削除が行える機能（セキュリティに配慮したプリント機能）を有すること。
 - 本仕様書 9 (11) において指定する OS を用いた PC にて作成した画像・文書等のファ

イルの内容を漏れなく出力できること。

- (20) スキャン機能
- ・フルカラー対応
 - ・出力フォーマット T I F F、J P E G及びP D F形式に対応
 - ・読み取り解像度 200～600 d p i 程度可能
 - ・スキャンしたデータを本体に保存し、W e bブラウザから取得できること。
 - ・スキャンしたデータの保存期間を設定できること。
- (21) 管理機能
- ・カード等による使用者別枚数管理が可能な機能を有すること。
 - ・認証用カードは40枚添付すること。なお、故障や紛失等した場合の追加は本契約に含まない。
- (22) セキュリティ対策機能
- ・U S B接続端子を容易に接続できない対策を施していること。
 - ・記憶装置内に蓄積したデータは暗号化し、HDDの場合は、ジョブ終了後上書き消去できること。
- (23) 使用制限
- カラー複合機は、通常状態ではモノクロコピーのみ使用可能とし、専用のカードを本体で認証した場合のみカラーコピーを使用可能となるよう使用を制限すること。
- (24) 占有寸法
- 幅 210 c m×奥行 95 c m以内（オプションを含む。）

10 保守条件等

- (1) 常に正常な状態かつ必要なセキュリティが十分に機能できる状態で機器の使用ができるよう、委託者と調整の上、2月に1回程度点検及び調整を行うこと。
- (2) 故障の場合は連絡を受けてから、可能な限り1時間以内に回復させること。速やかな回復が困難であるときは、代替品の提供等必要な措置を講ずること。
- (3) 故障が頻繁に発生し、業務に著しく支障を来す場合は、双方協議の上、新造機と交換することとする。
- (4) 供給消耗品（ドラムカートリッジ、トナーを含む。）については、複合機が正常な状態で稼動するように消耗品を供給すること（用紙及びステープル針は除く。）。1台につき1個以上、予備カートリッジを常備し、使用済みのカートリッジは回収すること。これらに関する一切の経費は受託者の負担とする。
- (5) 保守料は本契約に含まれるものとする。
- (6) 機器の搬入、設置整備、撤去に係る経費は受託者の負担とする。
- (7) 保守作業の実施に当たり知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用しないこと。
- (8) ①契約期間満了時の機器撤去の際、②保守作業において記憶装置を交換する際、③代替品の提供の際等、受託者の負担により、物理的破壊又はデータ消去によりデータが漏えいしないよう情報セキュリティ対策を講ずること。
- データ消去の場合は、米国国防総省規定に準拠した方式による3回上書き相当以上の方法で処理すること。
- データ消去又は物理的破壊等の実施に当たっては、事前に委託者と実施方法やスケジュールを調整するとともに、完了後はデータ消去完了証明書を提出すること。
- なお、機器の撤去後にデータ消去を行う場合は、事前調整において、データ消去までの期間における情報セキュリティ対策を示した上で、厳重に管理すること。
- (9) 前項の作業が困難な場合、受託者の費用負担において記憶装置を物理的に破壊し、当該装置が再利用不能になった旨を書面により委託者に報告すること。
- (10) 複写・プリント出力状況（カウンタ数、カラー比率、両面使用率等）を月単位で提供すること。

- (11) 複写・プリント出力状況を分析し、環境負荷の低減等に向けた助言・提案を委託者の要請に応じて行うこと。

11 環境への配慮

- (1) 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。
- (2) 使用される用紙がグリーン購入ガイドに定める「1.用紙」に該当する場合は、グリーン購入ガイドに定める「1.用紙」等を使用することが可能であること。
- (3) 国際エネルギースタープログラム (Ver. 3.0) の基準に適合していること。
- (4) 紙の使用量を削減できる機能を有すること。(両面コピー/印刷機能、複数ページコピー/印刷機能)
- (5) 次のいずれかの要件を満たすこと。
 - ア リユースに配慮したコピー機及び複合機並びに拡張性のあるデジタルコピー機であること。
 - イ 鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルが含有基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。鉛等の含有率基準値については、JIS C 0950 (電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法) の附属書Aの表A.1に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、附属書Bに準ずるものとする。
- (6) 使用済製品の回収及び部品の再使用又は材料のマテリアルリサイクルのシステムがあること。また、回収した機器の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で適正処理され、単純埋立されないこと。
- (7) 少なくとも25gを超える部品の1つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。

12 災害対策

- (1) 災害時において機器が転倒しないよう安全対策を施行すること (耐震部品の取付け等)。
- (2) 安全対策の施行については、委託者と調整すること。

13 特記仕様書について

本契約における情報の管理については、別添「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」に定める事項を遵守すること。

14 その他

- (1) 想定数量は年度ごとの算定とする。各年度内の想定数量を超えて発注することはできない。

また、各年度内の発注数量が想定数量に満たなくても、残数量分の翌年度繰越しは行わず、翌年度の年間想定数量で新たに算定する。
- (2) 年間推定総金額について

年間推定総金額は年度ごとの算定とし、月額推定総金額 (税込) に当該年度の月数をかけて算出する。各年度内の年間推定総金額を超えて発注することはできない。

また、各年度内の発注金額が年間推定総金額に満たない場合であっても、残金額分の翌年度繰越しは行わず、翌年度に新たに算定する。

なお、各年度において、各年度内の年間推定総金額を超過するときは、超過分について

て別途契約を締結する。

さらに、発注金額が推定総金額に達しない場合であっても、契約期間の満了をもって本契約は終了するものとする。なお、いずれの場合においても、受託者は契約の終了に関して異議を主張できないものとする。

- (3) 機器のMACアドレス一覧を提出すること。
なお、納品日は別途委託者と調整すること。
- (4) 機器設置等の際の据付調整費・撤去費は受託者の負担とする。
- (5) 機器設置等の際、必要に応じて委託者と調整の上、現場の確認を行うこと。
- (6) 機器設置及び撤去の日程については別途委託者と調整の上、決定すること。
- (7) 機器設置に際しては、機器の操作方法についての講習を行うこと。
- (8) 機器設置及び撤去時に、建物や設備等を傷付けないこと。
なお、万一障害が生じた場合は、受託者の負担により原状復帰すること。
また、設置及び撤去時の発生材、梱包材等は受託者が責任を持って引き取り、関係法令に基づき適切に処理すること。
- (9) ドライバーインストール、プリンタ、スキャナー機能及びセキュリティに配慮したプリントの設定方法について、取扱説明書とは別に、システム管理者用の簡潔なマニュアルを作成すること。
- (10) 環境により良い自動車利用
本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (11) 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は委託者と協議して決定する。

15 担当部署

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番地1号東京都庁第二本庁舎32階 南側
令和9年度全国高等学校総合体育大会東京都実行委員会事務局
電話 03-5320-7497

電子情報処理委託に係る標準特記仕様書

委託者から電子情報処理の委託を受けた受託者は、契約書及び仕様書等に定めのない事項について、この特記仕様書に定める事項に従って契約を履行しなければならない。

1 サイバーセキュリティポリシーを踏まえた業務の履行

受託者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

2 業務の推進体制

- (1) 受託者は、契約締結後直ちに委託業務を履行できる体制を整えるとともに、当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所についての記載並びにこの特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、委託者に提出すること。
- (2) (1)の事項に変更が生じた場合、受託者は速やかに変更内容を委託者に提出すること。

3 業務従事者への遵守事項の周知

- (1) 受託者は、この契約の履行に関する遵守事項について、委託業務の従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。
- (2) 受託者は、(1)の実施状況を書面にし、委託者に提出すること。

4 秘密の保持

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

5 目的外使用の禁止

受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

6 複写及び複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、委託者が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる情報（以下「委託者からの貸与品等」という。）を、委託者の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

7 作業場所以外への持出禁止

受託者は、委託者が要請又は承認する場合を除き、委託者からの貸与品等（複写及び複製したものを含む。）について、2(1)における作業場所以外へ持ち出してはならない。

8 情報の保管及び管理

受託者は、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 全般事項
 - ア 契約履行過程

(ア) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。

- a 委託業務を処理する施設等の入退室管理
- b 委託者からの貸与品等の使用及び保管管理
- c 仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び電磁的記録物等。「8 情報の保管及び管理」において、以下同じ。）の作成、使用及び保管管理
- d その他、仕様書等で指定したもの

(イ) 委託者から(ア)の内容を確認するため、委託業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

イ 契約履行完了時

(ア) 委託者からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに委託者に返還すること。

(イ) 契約目的物の作成のために、委託業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物）（以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る情報を全て消去すること。

(ウ) (イ)の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面で委託者に報告すること。

(エ) この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。

ウ 契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定の全てに従うこと。

エ 事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び委託者からの貸与品等の紛失、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の要請に従うこと。

(2) アクセスを許可する情報に係る事項

受託者は、アクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法について、業務着手前に委託者から承認を得ること。

(3) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

委託者からの貸与品等及び契約目的物に記載された個人情報は、全て委託者の保有個人情報である（以下「個人情報」という。）。また、委託者が機密を要する旨を指定して提示した情報及び委託者からの貸与品等に含まれる情報は、全て委託者の機密情報である（以下「機密情報」という。）。ただし、委託者からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、委託者から受託者に提示した後に受託者の責めによらないで公知となった情報、及び委託者と受託者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。

個人情報及び機密情報の取扱いについて、受託者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。

ウ 委託者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を委託者に提出し報告すること。

エ 個人情報及び機密情報の運搬には盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

オ (1)イ(イ)において、個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得

るとともに、委託者の立会い又は監督のもとで消去を行うこと。委託者が管理する個人番号利用事務系の記録媒体においては、物理的な破壊又は磁気的な破壊等の方法により行うとともに、委託者が抹消措置の完了まで立会い等のもとで消去を実施、又は破壊の証拠写真若しくはカメラ映像の記録等確実に復元が不可能であることを証明する資料を添付資料として提出すること。

カ (1)エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、漏えい、滅失、毀損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の要請に従うこと。

キ カの事故が発生した場合、受託者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、委託者に可能な限り情報を提供すること。

ク (1)エの事故が発生した場合、委託者は必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。

ケ 委託業務の従事者に対し、個人情報及び機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて委託者に提出すること。

コ その他、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って、本委託業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

9 委託者の施設内での作業

(1) 受託者は、委託業務の実施に当たり、委託者の施設内で作業を行う必要がある場合には、委託者に作業場所、什器、備品及び通信施設等の使用を要請することができる。

(2) 委託者は、(1)の要請に対して、使用条件を付した上で、無償により貸与又は提供することができる。

(3) 受託者は、委託者の施設内で作業を行う場合は、次の事項を遵守するものとする。

ア 就業規則は、受託者の定めるものを適用すること。

イ 受託者の発行する身分証明書を携帯し、委託者の要請があった場合はこれを提示すること。

ウ 受託者の社名入りネームプレートを着用すること。

エ その他、(2)の使用に関し委託者が要請すること。

10 再委託の取扱い

(1) 受託者は、本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。

(2) 受託者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面又は電磁的記録により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。

(3) (2)の書面又は電磁的記録には、以下の事項を記載するものとする。

ア 再委託の理由

イ 再委託先の選定理由

ウ 再委託先に対する業務の管理方法

エ 再委託先の名称、代表者及び所在地

オ 再委託する業務の内容

カ 再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び機密情報については特に明記すること。）

キ 再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。）

ク 再委託先がこの特記仕様書の1及び3から9までに定める事項を遵守する旨の誓約

ケ その他、委託者が指定する事項

(4) 再委託先は、以下の者であってはならない。

ア 東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成18年4月1日付17 財経総第1543号)に基づく指名停止期間中の者

イ 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61 財経庶第922号)第5条第1項の規定による排除措置期間中の者」

- (5) 受託者は、再委託の申し出を行う際には、委託者に対して2(1)の作業体制に再委託を含めて提出すること。
- (6) この特記仕様書の1及び3から9までに定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

11 実地調査及び要請等

- (1) 委託者は、必要があると認める場合には、受託者の作業場所の実地調査を含む受託者の作業状況の調査及び受託者に対する委託業務の実施に係る要請を行うことができる。
- (2) 受託者は、(1)の規定に基づき、委託者から作業状況の調査の実施要求又は委託業務の実施に係る要請があった場合には、それらの要求又は要請に従わなければならない。
- (3) 委託者は、(1)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとする。

12 情報の保管及び管理等に対する義務違反

- (1) 受託者又は再委託先において、この特記仕様書の3から9までに定める情報の保管及び管理等に関する義務違反又は義務を怠った場合には、委託者は、この契約を解除することができる。
- (2) (1)に規定する受託者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって委託者が損害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

13 契約不適合責任

- (1) 契約目的物に、この契約の内容に適合しないものがあるときは、委託者は、受託者に対して相当の期間を定めてその修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害の賠償を請求することができる。
- (2) (1)の規定によるこの契約の内容に適合しないものの修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて行う損害賠償の請求に伴う通知は、委託者がその不適合を知った日から1年以内に、これを行わなければならない。

14 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、納入物に係る著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)の全部を、この契約の対価の支払いをもって委託者に移転する。納入物納品後から委託者に著作権を移転するまでの期間、委託者に対し納入物の利用を認めることとする。ただし、納入物に利用又は内包されている著作物にかかる著作権のうち、受託者又は第三者(委託者と受託者以外の者を言い、著作物の提供者をはじめ、受託者の従業員、本特記仕様書10の規定による再委託先及びその従業員を含む。「14 著作権等の取扱い」において、以下同じ。)がこの契約の締結以前から有していたものは、これを留保する。
- (2) 受託者は、(1)ただし書きで自己に著作権を留保した著作物について、委託者がその運用のために最低限必要な範囲で、著作権法第21条から第26条までの規定に抵触しない範囲で稼働すること(以下「使用」という。)及び同法第27条、第28条に規定する翻案及びその利用(以下「改変」という。)を行うことを認めるものとする。

- (3) 受託者は、(1) ただし書きで第三者に著作権を留保した著作物について、委託者がその運用のために最低限必要な範囲での使用、改変を行うことを認めるよう、第三者との権利調整を行うこと。
- (4) 受託者は、委託者に移転せずに留保した著作権がある場合、権利の保有者、権利内容及び権利範囲の内訳を明らかにし、委託者に書面で提出すること。
- (5) 受託者は、納入物のうち委託者に著作権を譲渡する著作物及び委託者に著作物の改変を認める範囲において、著作権法第19条に規定する氏名表示権及び同法第20条に規定する同一性保持権（以下「氏名表示権及び同一性保持権」という。）を行使しないものとする。
- (6) 受託者は、納入物のうち、委託者に著作権を譲渡する著作物及び委託者に著作物の改変を認める範囲において、第三者が氏名表示権及び同一性保持権を行使しないよう、権利調整を行うこと。
- (7) 前(2)から(6)までにかかる対価は、この契約の契約金額に含むものとする。
- (8) この契約の履行に当たり、特許権等の産業財産権の取得を検討すべき発明、考案等が行われた場合は、別途取扱いを協議する。
- (9) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権等の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。

15 運搬責任

この契約に係る委託者からの貸与品等及び契約目的物の運搬は、別に定めるものを除くほか受託者の責任で行うものとし、その経費は受託者の負担とする。